

松江圏都市計画 区域区分 変更の理由書

【変更の具体的理由】

松江圏都市計画区域における区域区分(線引き)は、昭和 45 年 12 月の都市計画の当初決定から、これまで 7 回の定期見直しを行うとともに、随時見直しも 6 回行い、合理的な土地利用計画に基づく計画的な市街地整備に努めてきたところである。

この度、市街化調整区域において計画的な市街地整備の実施が確実となった箇所等が発生したため、第 7 回定期見直し時に保留された「一般保留フレーム」の範囲内で、当該地区を市街化区域に編入するもの。

○法吉地区

都市計画法第 21 条の 2 の規定に基づく都市計画(地区計画)提案があり、計画内容が松江圏都市計画区域マスタープラン及び松江市都市マスタープランに掲げる方針と整合することから、区域区分を変更(市街化区域へ編入)するもの。

あわせて、当該地区に隣接する既存集落についても、区域区分を変更するもの。

○大庭地区

都市計画法第 21 条の 2 の規定に基づく都市計画(地区計画)提案があり、計画内容が松江圏都市計画区域マスタープラン及び松江市都市マスタープランに掲げる方針と整合することから、区域区分を変更(市街化区域へ編入)するもの。

あわせて、当該地区に隣接する既存集落についても、区域区分を変更するもの。

○東津田地区

都市計画法第 21 条の 2 の規定に基づく都市計画(地区計画)提案があり、計画内容が松江圏都市計画区域マスタープラン及び松江市都市マスタープランに掲げる方針と整合することから、区域区分を変更(市街化区域へ編入)するもの。

あわせて、当該地区の隣接地についても、区域区分を変更するもの。